

---

## Responses from [National Institute of Infectious Diseases, Japan] HPV,VZV, and more

---

Thu, Mar 28, 2024 at 2:09 PM

[REDACTED]  
to: "Christine, an unincorporated woman" <cmssyc@gmail.com>

Hi Christine!

Hope you ere so well.

[REDACTED]

Last year,July, one Japanese man whose name is Takashi Uehara (上原敬),  
he filed FOIAs to National Institute of Infectious Diseases Japan(NIID).

One request was "Scientific evidence, papers, etc. that prove that human papillomavirus (HPV) is a pathogen"

3 months later, NIID gave him 4 useless, distracting and irrelevant references,

(pic1)

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1746272892508332170>

Another request was "Scientific evidence, papers, etc., proving the existance of varicella-zoster virus(VZV)"

NIID also gave him 4 useless, distracting and irrelevant references.

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1746307884852686894>

So he changed the request this way and asked NIID again this Feb ;

For HPV:

"Records of the pathogenicity confirmed using purified human papillomavirus (HPV)"

This time the answer from NIID was "Not in possession of administrative documents"

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1770356137357103521>

(pic2)

For VZV he filed the same request and got the same answer.

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1770969576769306725>

At that time he filed so many same requests for other "viruses",  
and the answers were all the same,  
"Not in possession of administrative documents"

RSV

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771127101904883844>

Smallpox virus

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771127579002785948>

Adeno virus

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771127826445705696>

Yellow fever virus

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771127706811572357>

Ebola virus

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771824198127608065>

Hepatitis B virus

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771459180785696798>

Influenza virus

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771822475896062045>

Avian influenza virus

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771822584021074143>

Classical swine fever virus

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771822696793358387>

Rubella virus

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771823109823148101>

Rota virus

<https://twitter.com/un4yRFGIfQRAIZD/status/1771458764236792293>

Please feel free to use his tweets and photos!

---

**2 attachments**



**pic1 HPV2023.jpg**  
1498K



**pic2 HPV2024.jpg**  
764K



Home



Explore



Notifications



Messages



Grok



Lists



Bookmarks



Communities



Premium



Profile



More

Post



Post



上原敬

@un4yRFGlfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問

単離（精製）されたアデノウイルスを用いて病原性を確認した記録。はありますか。

回答

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

[Translated from Japanese by Google](#)

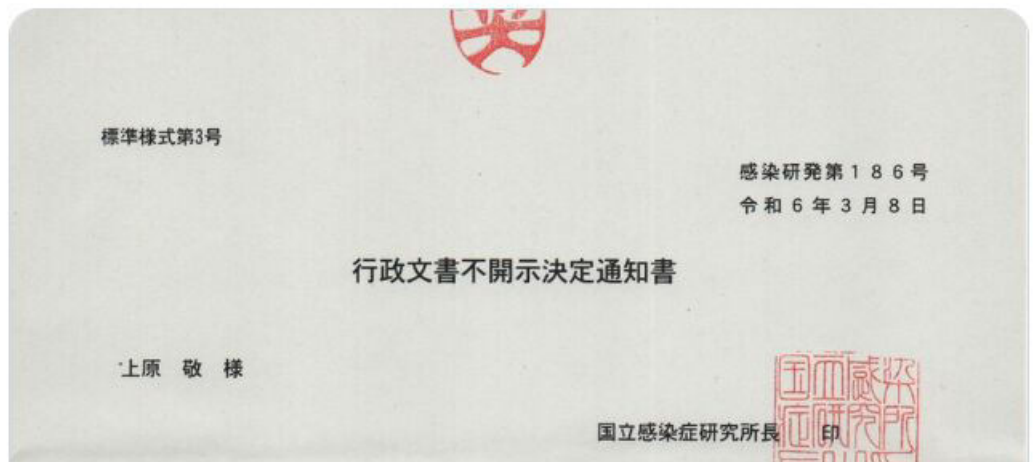
National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) adenoviruses.

Do you have it?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



Christmas Massey

@virusFOIS



## 行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第50号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）されたアデノウイルスを用いて病原性を確認した記録。

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



Home

Explore

Notifications

Messages

Grok

Lists

Bookmarks

Communities

Premium

Profile

More

Post

No Records! Christmas Massey @virusFOIS

← Post

上原敬 @un4yRFGLfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問  
単離（精製）された鳥インフルエンザウイルスを用いて病原性を確認した記録。  
はありますか。

回答  
開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

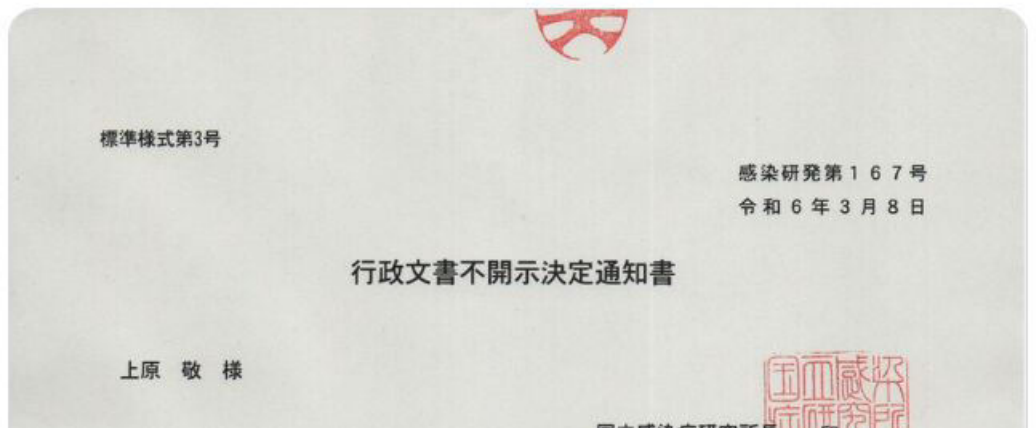
Translated from Japanese by Google

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) avian influenza viruses.  
Do you have one?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

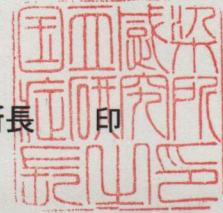
Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



## 行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第31号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）された鳥インフルエンザウイルスを用いて病原性を確認した記録。

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



Home

Explore

Notifications

Messages

Grok

Lists

Bookmarks

Communities

Premium

Profile

More

Post

No Records!  
Christmas Massey  
@virusFOIS

← Post

 上原敬 ✓  
@un4yRFGlfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問  
単離（精製）された豚熱ウイルスを用いて病原性を確認した記録。  
はありますか。



回答  
開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

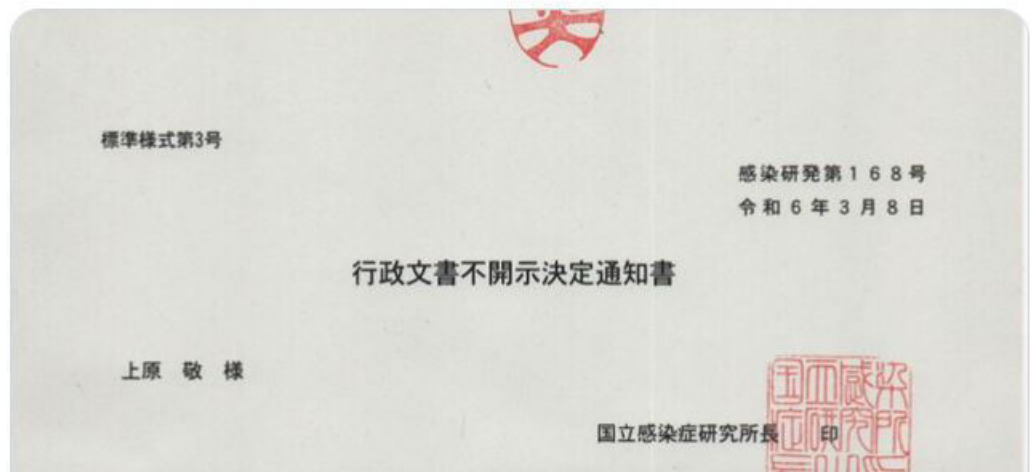
Translated from Japanese by Google

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) swine fever virus.  
Do you have one?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:  





## 行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第32号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）された豚熱ウイルスを用いて病原性を確認した記録。

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



Home

Explore

Notifications

Messages

Grok

Lists

Bookmarks

Communities

Premium

Profile

More

Post

← Post



上原敬  
@un4yRFGlfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問

単離（精製）されたエボラウイルスを用いて病原性を確認した記録。  
はありますか。

回答

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

[Translated from Japanese by Google](#)

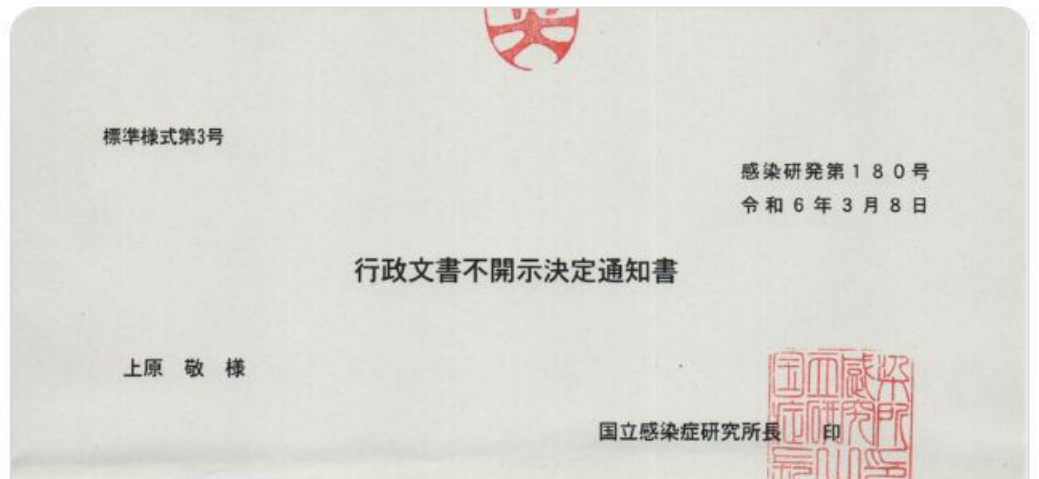
National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) Ebola virus.

Do you have it?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



Christmas Massey  
@virusFOIS



## 行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第44号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）されたエボラウイルスを用いて病原性を確認した記録。

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

担当課等 総務部調整課 〒162-8640 新宿区戸山1-23-1 TEL 03-5285-1111



Home



Explore



Notifications



Messages



Grok



Lists



Bookmarks



Communities



Premium



Profile



More

Post



Christmas Massey  
@virusFOIS

← Post



上原敬

@un4yRFGlfQRAIZD

矛盾が生じております。

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問

単離（精製）されたB型肝炎ウイルス（HBV）を用いて病原性を確認した記録。

はありますか。

回答

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

Translated from Japanese by Google

A contradiction has arisen.

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) hepatitis B virus (HBV).

Do you have one?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



## 行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第38号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）されたB型肝炎ウイルス（HBV）を用いて病原性を確認した記録。

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



Home



Explore



Notifications



Messages

Grok



Lists



Bookmarks



Communities



Premium



Profile



More

Post

上原敬

@un4yRFGlfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書開示決定通知書

- 1 ヒトパピローマウイルス (HPV) が病原体であることを証明する科学的根拠、論文等。
- 2 ヒトパピローマウイルス (HPV) がヒトからヒトへうつる科学的根拠、論文等。
- 3 ヒトパピローマウイルス (HPV) は、子宮頸がん、肛門がん、膣がんなどのがんや、尖圭コンジローマ等、多くの病気の発生に関わっているという科学的根拠、論文等。
- 4 HPV感染症を防ぐワクチン (HPVワクチン) に効果があるという科学的根拠、論文等。
- 5 HPV感染症を防ぐワクチン (HPVワクチン) が安全であるという科学的根拠、論文等。

この『行政文書開示決定通知書』及び国立感染症研究所からの『書類送付のお知らせ』、『国立感染症研究所HP』をご確認いただき、皆様の気づきに役立つとよいのですが・・・。

← Post

国立感染症研究所HP  
[niid.go.jp/niid/ja/](https://niid.go.jp/niid/ja/)

病原体検出マニュアル  
[niid.go.jp/niid/ja/labo-m...](https://niid.go.jp/niid/ja/labo-m...)

Translated from Japanese by Google

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Disclosure Decision Notice

- 1 Scientific evidence, papers, etc. proving that human papillomavirus (HPV) is a pathogen.
- 2 Scientific evidence, papers, etc. that human papillomavirus (HPV) is transmitted from person to person.
- 3 Scientific evidence, papers, etc. that human papillomavirus (HPV) is involved in the occurrence of many diseases, including cancers such as cervical cancer, anal cancer, and vaginal cancer, as well as genital warts.
- 4 Scientific evidence, papers, etc. that the vaccine to prevent HPV infection (HPV vaccine) is effective.
- 5 Scientific evidence, papers, etc. that the vaccine to prevent HPV infection (HPV vaccine) is safe.

I hope that this "Notice of Administrative Document Disclosure Decision", "Notice of Sending Documents" from the National Institute of Infectious Diseases, and "National Institute of Infectious Diseases HP" will help you realize this... .

nice to meet you.

National Institute of Infectious Diseases HP  
[niid.go.jp/niid/ja/](https://niid.go.jp/niid/ja/)

Pathogen detection manual

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:

Christmas Massey  
[@virusFOIS](https://twitter.com/virusFOIS)

Search

Relevant peo

上原敬

@un4yRFGl

日々の疑問  
いけたらと

Subscribe to your own lon

Write longer posts such as bold and it

Subscribe

What's happ

Hawks at Bulls

NBA · Starts at 8:00 F

News · Trending

**BREAKING NEWS**

190K posts

Sports · Trending

**Tony Khan**

2,039 posts

Arts & culture · Trendi

**JK Rowling**

54.8K posts

Science · Trending

**#SolarEclipse202**

Show more

Terms of Service Priv  
Accessibility Ads inf

Messages



## 行政文書開示決定通知書

上原 敬 様				

国立感染症研究所長 印



令和5年7月15日付けの行政文書の開示請求（開第14号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

1 ヒトパピローマウイルス（HPV）が病原体であることを証明する科学的根拠、論文等、2 ヒトパピローマウイルス（HPV）がヒトからヒトへうつる科学的根拠、論文等、3 ヒトパピローマウイルス（HPV）は、子宮頸がん、肛門がん、膣がんなどのがんや、尖圭コンジローマ等、多くの病気の発生に関わっているという科学的根拠、論文等、4 HPV感染症を防ぐワクチン（HPVワクチン）に効果があるという科学的根拠、論文等、5 HPV感染症を防ぐワクチン（HPVワクチン）が安全であるという科学的根拠、論文等として、「尖圭コンジローマとは」「ヒトパピローマウイルス感染症」「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンに関するファクトシート（平成22年7月7日版）」「9価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンに関するファクトシート（令和3（2021）年1月31日）」

#### 2 不開示とした部分とその理由

無し

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

### 3 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

なお、下表に記載した方法のうち、開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法によることもできます。

#### (1) 開示の実施の方法等 \* 同封の説明事項もお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1参照)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料(基本額-開示請求手数料200円)
A4判文書 87頁	①閲覧	100頁までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1頁につき100円	870円	670円

#### (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：令和5年11月6日から 11月17日まで(土・日を除く)の10時から17時まで  
(昼休み12時~13時を除く)

場所：国立感染症研究所情報公開室 新宿区戸山1-23-1

#### (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」を受領した日から4週間後までに発送予定

郵送料(見込み額)：通常郵便物(定形外)500gまで 390円

\* 担当課等 総務部調整課 〒162-8640 新宿区戸山1-23-1 TEL 03-5285-1111





NATIONAL INSTITUTE OF INFECTIOUS DISEASES  
国立感染症研究所

〒162-8640 新宿区戸山 1-23-1 総務部調整課  
TEL03-5285-1111 / FAX03-5285-1150

2023年10月26日

上原 敬 様

国立感染症研究所  
総務部調整課調整評価係

書類送付のお知らせ

過日ご請求いただきました行政文書開示請求について、開示決定等の期限の延長通知をしたところですが、この度は延長後の期日を超過した通知となりまして、誠に申し訳ございませんでした。

別添のとおり決定通知書を送付いたしますが、以下のとおり補足します。

今回開示する文書のうち、「尖圭コンジローマとは、ヒトパピローマウイルス感染症」については、国立感染症研究所のホームページに掲載されている文書と同一のものです。

国立感染症研究所ホームページから閲覧して頂ければ、郵送料不要で閲覧することができますので、ホームページからの閲覧もご検討ください。

国立感染症研究所のホームページTOPのURL: <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

国立感染症研究所のホームページTOP

→病原体検出マニュアルのページ URL: <https://www.niid.go.jp/niid/ja/labo-manual.html>

ご不明な点等ありましたら、国立感染症研究所 調整課調整評価係までご連絡ください。  
よろしくお願い申し上げます。

標準様式第2号

感染研発第581号

令和5年10月26日

Oct 26 2023

## 行政文書開示決定通知書

Notice of Decision on Disclosure of

Administrative documents

上原 敬 様

Dear UEHARA, Takashi

Director,

国立感染症研究所長 印

National Institute of Infectious Diseases

accepted: July 15 2023

令和5年7月15日付けの行政文書の開示請求（開第14号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

### 1 Scientific evidence, papers, etc. that prove that human papillomavirus (HPV) is a pathogen.

#### 1 開示する行政文書の名称

1 ヒトパピローマウイルス (HPV) が病原体であることを証明する科学的根拠、論文等、2 ヒトパピローマウイルス (HPV) がヒトからヒトへうつる科学的根拠、論文等、3 ヒトパピローマウイルス (HPV) は、子宮頸がん、肛門がん、膣がんなどのがんや、尖圭コンジローマ等、多くの病気の発生に関わっているという科学的根拠、論文等、4 HPV感染症を防ぐワクチン (HPVワクチン) に効果があるという科学的根拠、論文等、5 HPV感染症を防ぐワクチン (HPVワクチン) が安全であるという科学的根拠、論文等として、<sup>1</sup>「尖圭コンジローマとは」<sup>2</sup>「ヒトパピローマウイルス感染症」<sup>3</sup>「ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチンに関するファクトシート (平成22年7月7日版)」<sup>4</sup>「9価ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチンに関するファクトシート (令和3 (2021) 年1月31日)」

(Disclosed Documents)

#### 2 不開示とした部分とその理由

無し No areas of nondisclosure or reasons for it

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て (審査請求) をすることができます。 (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て (審査請求) をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。 (なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)



Home



Explore



Notifications



Messages



Grok



Lists



Bookmarks



Communities



Premium



Profile



More

Post



Christmas Massey

@virusFOIS

← Post



上原敬

@un4yRFGLfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問

単離（精製）されたヒトパピローマウイルス（HPV）を用いて病原性を確認した記録。

はありますか。

回答

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

Translated from Japanese by Google

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) human papillomavirus (HPV).

Do you have it?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



## 行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第41号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）されたヒトパピローマウイルス（HPV）を用いて病原性を確認した記録。

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

担当課等 総務部調整課 〒162-8640 新宿区戸山1-23-1 TEL 03-5285-1111

March 8 2024

行政文書不開示決定通知書  
Notice of Decision not to Disclose  
Administrative documents

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印

NIID



accepted: Feb 11 2024

令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第41号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

Note:

記

Translator may translates this as "isolation", but in Japanese virology it means purification.

1 ↓ 不開示決定した行政文書の名称 Name of the administrative document that was decided not to disclose

単離 (精製) されたヒトパピローマウイルス (HPV) を用いて病原性を確認した記録。  
purify purify

Records of the pathogenicity confirmed using purified human papillomavirus (HPV)

2 不開示とした理由 The reason

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

Not in possession of administrative documents

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て(審査請求)をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て(審査請求)をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)